

(被保険者証の写しの提出が不要になったことについて)

Q-1 被保険者証のコピーが、提出不要になったと更新案内に記載されていましたが、本当にいないのですか？

A-1 本事業の肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）は、被保険者証と併せて医療機関に提示いただくことで使用できる仕組みになっています。

医療保険に加入していない方についてはご利用いただけないものですので、今回、保険証情報の資料の提出を省略しました。

ただし、[市町民税課税額合算対象除外希望申告書](#)を提出される場合については、世帯内で地方税上・医療保険上の扶養関係を確認し、合算対象を算定する必要があるため、被保険者証およびそれに代わる書類の提出が必要となります。

被保険者証に代わる書類としては、以下の資料を想定しています。

- ・申請者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
- ・申請者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
- ・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」

（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを印刷したものを含みます）

(マイナンバーによる更新申請について)

Q-2 医療機関を受診する場合には、保険証ではなくマイナンバーカードを使用しています。

更新申請もマイナンバーカードで申請ができますか？

A-2 核酸アナログ製剤治療の更新申請（以下、更新申請）について、マイナンバーを用いた情報連携の実施が可能となりました。具体には、直近年度の地方税関係情報および医療保険情報など、これまでお手持ちの保険証や市町の窓口で交付されている課税証明書などの情報を、マイナンバーカードに記載されている個人番号で確認するものとなります。

マイナンバーを用いた情報連携を希望される方については、[個人番号利用のための同意書](#)が必要となります。

また、[マイナンバーカードのコピーの提出は受付けることができません](#)ので、同意書内に個人番号を記載していただくか、住民票の写しを取られる際に個人番号を掲載していただくかして、同意書の必要事項を記載して申請書類と併せて提出してください。

Q-3 同意書が更新案内に同封されていましたが、これはどのような場合に必要ですか？

A-3 更新申請の際に、マイナンバーカードに記載されている個人番号を用いての申請を希望される場合にご使用いただくためのものとなります。

これまで通り、課税証明書や保険者から交付された「資格情報のお知らせ」等により提出される場合については、同意書の提出は不要です。

Q-4 マイナンバーで更新申請をする場合は、カードをそのままコピーすればいいですか？

A-4 [マイナンバーカードのコピーの提出は受付けることができません](#)ので、更新申請案内に同封されている同意書に記載いただくか、住民票を取られる際に個人番号を掲載した形のものを提出していただくか、いずれかの方法でお願いします。